

別紙 1

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

2020年4月23日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

金融商品取引法の改正により、今後、暗号資産を用いたデリバティブ取引及び電子記録移転権利の売買等^(注)が新たな金融商品取引業として開始される予定である。

このため、これらの新たな金融商品取引業に係る相談、苦情の取扱い及び紛争の解決（あっせん）を当センターの業務範囲に追加することとし、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」（以下「業務規程」という。）の一部を改正する。

（注）電子記録移転権利はブロックチェーンを用いて移転することができる財産的価値に表示されるもの（「ST(Security Token)」）をいう。ブロックチェーンを用いたSTの売買や募集の取扱い（「STO」）などが新たな金融商品取引業とされる。

2. 改正の骨子

（1）紛争等解決事業への追加

新たな金融商品取引業である暗号資産を用いたデリバティブ取引及び電子記録移転権利の売買等に係る定義を新設し、これらの金融商品取引業を当センターの紛争等解決事業の範囲に追加する。

（2）新たな自主規制団体からの業務委託

暗号資産を用いたデリバティブ取引に係る自主規制を所管する「日本暗号資産取引業協会」及び電子記録移転権利の売買等に係る自主規制を所管する「日本STO協会」から、それぞれの自主規制団体の構成員である事業者が営むこれらの金融商品取引業に係る相談、苦情の取扱い及び紛争の解決（あっせん）について当センターが業務委託を受けることとし、両協会との間でそれぞれ協定を締結し、新たな自主規制団体として追加する。

（3）紛争等解決事業に要する費用の負担

新たな金融商品取引業のうち、第1種金融商品取引業とされる暗号資産を用いたデリバティブ取引及び電子記録移転権利の売買等の紛争等解決事

業に要する費用については、現行の他の第1種金融商品取引業と同様に、事業者が自主規制団体に加入する場合にはそれぞれの自主規制団体が支払う負担金を充当するとともにあっせんの当事者（申立人：顧客、被申立人：事業者）が支払う負担金を充当する旨、また、事業者が自主規制団体に加入しない場合には当該事業者が支払う基本負担金を充当するとともにあっせんの当事者が支払う負担金を充当する旨を規定する。

併せて、両協会と当センターとの間で締結する協定に従って、両協会が上記の負担金を支払わなければならない旨を規定する。

3. 施行日

この改正は、2020年5月1日から施行する。

※施行日は、改正金融商品取引法の施行日と同じ日。

(以上)